

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名()

○集団指導

※根拠
＞介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 ＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 ＞集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 ＞集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。	□	□	

○(介護予防)通所リハビリテーション (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠
＞介護保険法(以下「法」という。)
＞鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)
＞鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
I 定義及び基本方針				
1. 定義 法第8条第8項	「通所リハビリテーション」とは、居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。			
法第8条の2第6項	「介護予防通所リハビリテーション」とは、居宅要支援者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。			
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(1)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	☐	☐	
	(2)事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅(介護予防)サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(4) サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	☐	☐	
	(5) 申請者は、法人とする。	☐	☐	
3. 基本方針 条例第135条	指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。	☐	☐	
3-2. 基本方針 予防条例第116条	指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	☐	☐	
Ⅱ 人員に関する基準				
1. 従業者の員数 条例第136条 予防条例第117条 1-1. 医師	(1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の数 医師は、常勤の者でなければならない。 ▶ 提供時間帯に専任の常勤医師が勤務しているか。 「専任の常勤医師」とは、常勤する医師で通所リハビリテーション実施時間中は、当該利用者の医学的な管理に責任を持ち緊急事態等の発生時には適切に対応できる医師のこと。 なお、通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設の場合は、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。 通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足るものであること。 また、通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されている事業所において、通所リハビリテーションの医師が当該病院又は診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものである。	☐	☐	
1-2. 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)若しくは介護職員	(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 ア. 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。)の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上確保されていること、又は、利用者数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者数を10で除した数以上確保されていること。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1-2. 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)若しくは介護職員	イ. アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上確保されていること。 ➤ 提供時間帯に直接従事しているか。 ➤ 次の場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業員を確保しているか。 ① 指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、サービスの提供が一体的に行われているといえない場合 ② 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合 従業者1人が1日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは2単位までとすること。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションについては0.5単位として扱う。	☐	☐	
1-3. 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合	(3) 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、1-2- (2)にかかわらず、次のとおりとすることができる。 ア. 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上確保されていること、又は、利用者数が10人を超える場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者数を10で除した数以上確保されていること。 イ. アに掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上確保されること。 ➤ 提供時間帯に直接従事しているか。 ➤ 利用者数が同時に10人を超える場合は、(1)を準用し、利用者数が同時に10人以下の場合は、専任医師が1人勤務していること、また、利用者数は、専任医師1人に対し、1日48人以内であるか。 ➤ 次の場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業員を確保しているか。 ① 指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、サービスの提供が一体的に行われているといえない場合 ② 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合 従業者1人が1日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは2単位までとすること。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションについては0.5単位として扱う。	☐	☐	
1-4. みなし規定	(4) 指定通所リハビリテーション事業所のみなし指定を受けた介護老人保健施設又は介護医療院においては、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院の医師の配置基準を満たすことをもって、通所リハビリテーション事業所の医師の常勤配置に係る基準を満たしているものとみなすことができる。	☐	☐	
	(5) 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第117条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)から(4)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅲ 設備に関する基準				
1. 設備に関する基準 条例第137条 予防条例第118条	(1)事業所は、サービスを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じた面積以上のものを有していますか。 ただし、当該事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。 >面積は、3㎡×利用定員以上か（必要面積は有効床面積、固定物は除き算定。専用の部屋が望ましいが、区画が明確であれば、通所介護等を行うためのスペースが同一の部屋にあっても差し支えない）。 >保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関で1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを実施する際は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合に限り、同一のスペースで行うことも差し支えない（必要な機器及び器具の利用についても同様）。この場合の通所リハビリテーションを行う必要スペースは、3㎡に利用定員と医療保険を受ける患者数を乗じた面積以上としているか。 (2)事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスを行うために必要な専用の機械及び器具を備えていますか。 (3)指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第118条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、（１）、（２）に規定する基準を満たしているものとみなすことができます。	☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
Ⅳ 運営に関する基準				
1. 内容及び手続の説明及び同意 条例第145条準用条例第8条 予防条例第123条準用予防条例第50条の2	(1)あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行っていますか。 >利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ①運営規程の概要 ②介護員等の勤務の体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 (2)当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。	☐	☐	
		☐	☐	
2. 提供拒否の禁止 条例第145条準用条例第9条 予防条例第123条準用予防条例第50条の3	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 >正当な理由の例 ①事業所の現員から応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と認められる場合	☐	☐	
3. サービス提供困難時の対応 条例第145条準用条例第10条 予防条例第123条準用予防条例第50条の4	自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
4. 受給資格等の確認 条例第145条準用条例第11条 予防条例第123条準用予防条例第50条の5	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供するように努めていますか。 ➤ サービス提供票や通所介護計画書等に保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載することが望ましい。	☐	☐	
5. 要介護認定の申請に係る援助 条例第145条準用条例第12条 予防条例第123条準用予防条例第50条の6	(1)利用申込者が要介護認定又は要支援認定を受けていない場合は、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。 	☐	☐	
	(2)利用者が要介護認定又は要支援認定を申請していない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ➤ 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	☐	☐	
6. 心身の状況等の把握 条例第145条準用条例第13条 予防条例第123条準用予防条例第50条の7	サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 ➤ サービス担当者会議の開催状況や事業所の出席状況は適切か。開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。	☐	☐	
7. 居宅介護支援事業者等との連携 条例第145条準用条例第68条 予防条例第123条準用予防条例第68条	サービスを提供的する場合又はサービスの提供の終了に際しては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐	☐	
8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 条例第145条準用条例第15条 予防条例第123条準用予防条例第50条の9	サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスとして受けられる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
9. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 条例第145条準用条例第16条 予防条例第123条準用予防条例第50条の10	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
10. 居宅サービス計画等の変更の援助 条例第145条準用条例第17条 予防条例第123条準用予防条例第50条の11	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
11. サービスの提供の記録 条例第145条準用条例第19条 予防条例第123条準用予防条例第50条の13	(1) サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受けるサービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。 ➤利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスの提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。	☐	☐	
	(2) サービスを提供した際は、(1)の記録をするとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ➤「その他適切な方法」 例：利用者の用意する手帳等に記載する。	☐	☐	
12. 利用料等の受領 条例第145条準用条例第102条 予防条例第118条の2	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として利用者負担分の支払を受けていますか。 ➤利用者負担額(介護保険負担割合証に定める割合の額)の支払いを受けていますか。	☐	☐	
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	☐	☐	
	(3) 利用者から受けることができる次の費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②介護に通常要する時間を超えるサービス提供であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービス提供に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ③食事の提供に要する費用 ④おむつ代 ⑤指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ➤あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。	☐	☐	
	(4) (3)について、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(5) 支払をした利用者に領収証を交付していますか。	☐	☐	
	(6) 領収証に、被保険者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
13. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第145条準用条例第21条 予防条例第123条準用予防条例第51条の2	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 →事例:(有 ・ 無) ➢償還払いの場合、市への保険給付請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。 ➢様式は、基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要欄は網掛等の処理が望ましい。	☐	☐	
14. 指定通所リハビリテーションの基本取扱方針 条例第138条	(1)サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
14-2. 指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針 予防条例第124条	(1)サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	☐	☐	
	(5)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	☐	☐	
15. 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針 条例第139条	(1)サービスの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。 ➢通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、利用者ごとに作成された計画に基づいて実施されるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではない。 ➢認知症の要介護者で、他の要介護者と同じグループでのサービス提供が困難な場合は、必要に応じてグループを分けて対応すること。 ➢サービスをより効果的に実施するため、支援相談員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいこと。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
15. 指定通所リハビリテーションの具体的な取扱方針 条例第139条	(2) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	☐	☐	
	> 計画の目標及び内容は、利用者又はその家族に説明を行うとともに、実施状況や評価についても説明を行うこと。			
	(3) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	(4) (3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	
	(5) サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。 特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えていますか。 > 計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。また、計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものであること。	☐	☐	
15-2. 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱方針 予防条例第125条	(6) 事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。	☐	☐	
	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	☐	☐	
	(2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専らサービスの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成していますか。	☐	☐	
	(3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	☐	☐	
	(4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
15-2. 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱方針 予防条例第125条	(6) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際は、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
	(7) 事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。	☐	☐	
	(8) サービスの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	☐	☐	
	(9) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	☐	☐	
	(10) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	(11) (10)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	
	(12) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	☐	☐	
	(13) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。	☐	☐	
	(14) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告していますか。	☐	☐	
	(15) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
	(16) 介護予防通所リハビリテーション計画の変更については、(1)から(14)までの規定に準じて行われていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
16. 指定介護予防通 所リハビリテーション の提供に当たっての 留意点	サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点 から、次に掲げる事項に留意しながら行っていますか。	☐	☐	
予防条例第126条	(1)事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセ スメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーシ ョンの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ 柔軟なサービスの提供に努めていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔 機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において 有効性が確認されている等の適切なものですか。	☐	☐	
	(3)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であ ることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサー ビスの提供は行わないとともに、安全管理体制等の確保を図ること等 を通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。	☐	☐	
17. 安全管理体制等 の確保	(1)事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急 変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の 従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行 えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	☐	☐	
予防条例第127条	(2)事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環 境整備に努めていますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧などを測 定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な サービスの内容とするよう努めていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の 体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要 な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講 じていますか。	☐	☐	
18. 通所リハビリテ ーション計画の作成	(1)医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリ テーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師 等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等 を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環 境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための 具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を 作成していますか。	☐	☐	
条例第140条	(2)通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成され ている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。			
	>計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。また、計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、計画が居 宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更する ものであること。	☐	☐	
	(3)医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当た っては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者 の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(4)医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関か ら退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっ ては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等によ り、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
18. 通所リハビリテーション計画の作成 条例第140条	(5) 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際は、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 ➢ サービス内容等への利用者の意向を反映させるため、管理者はその計画の内容等を説明し、同意を得て交付すること。	☐	☐	
	(6) 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載していますか。	☐	☐	
	(7) 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第81条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、(1)から(5)までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	☐	☐	
19. 利用者に関する市への通知 条例第145条準用条例第26条 予防条例第123条準用予防条例第51条の3	利用者が以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ➢ 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき ➢ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	☐	☐	
20. 緊急時等の対応 条例第145条準用条例第27条 予防条例第118条の3	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ➢ 通常は、事業所の専任の医師が対応するが、緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	☐	☐	
21. 管理者等の責務 条例第141条 予防条例第119条	(1) 管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。 ➢ 事業所の管理者が選任した者に必要な管理の代行をさせている場合は、組織図等により指揮命令系統を明確にしているか。	☐	☐	
	(2) 管理者又は(1)の管理を代行する者は、事業所の従業者に基準の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
22. 運営規程 条例第142条 予防条例第120条	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定通所リハビリテーションの利用定員 ⑤指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧非常災害対策 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩その他運営に関する重要事項 ➢ 指定申請時の作成内容に変更はないか。 ➢ 変更があった場合、変更届が適正になされているか。	☐	☐	
23. 勤務体制の確保等 条例第145条準用条例第107条 予防条例第120条の2	(1)事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 ➢ 事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、以下の①～④について明確にしているか。 ①従業者の日々の勤務時間 ②常勤・非常勤の別 ③専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 ④管理者との兼務関係 (2)当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。 ➢ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を認めるが、その内容は適切か。 (3)事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ➢ 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 ➢ 運営規程等に研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。 ➢ 内部研修や外部研修会に参加させているか。 (4)適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
24. 業務継続計画の策定等 条例第145条準用条例第31条の2 予防条例第123条準用予防条例第54条の2の2	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 (2)通所リハビリテーション従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施していますか。	☐	☐	
		☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
26. 非常災害対策 条例第145条準用条 例第109条 予防条例第120条の 4	(5)(4)で水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練を実施しましたか。 上記訓練がされていない場合 →今年度中に実施予定の有無(有・無)	☐	☐	
	(6)(4)で地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	☐	☐	
27. 衛生管理等 条例第143条 予防条例第121条	(1)事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 (市水・井水) ➤自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき的確に行っているか。(水道法、水道法施行規則、水道法施行令)	☐	☐	
	(2)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 過去3年間のレジオネラ属菌検査実施日 ※浴槽がある場合のみ記載 () () () ➤職員に対する衛生管理の指導はなされているか。 ➤入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。(H14.10.18高対第406号県保健福祉部長通知)	☐	☐	
28. 掲示 条例第145条準用条 例第33条 予防条例第123条準 用予防条例第54条 の4	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行)	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
29. 秘密保持等 条例第145条準用条例第34条 予防条例第123条準用予防条例第54条の5	(1)従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ➤ 研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。	☐	☐	
	(2)当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ➤ 従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じているか。(誓約書や就業規則)	☐	☐	
	(3)サービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意で可。	☐	☐	
30. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第145条準用条例第36条 予防条例第123条準用予防条例第54条の7	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐	☐	
31. 苦情処理 条例第145条準用条例第37条 予防条例第123条準用予防条例第54条の8	(1)提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ➤ 苦情処理の相談窓口があるか。 ➤ 苦情処理体制、手続きが定められているか。 ➤ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。	☐	☐	
	(2)(1)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録していますか。	☐	☐	
	(3)苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。	☐	☐	
	(4)提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例(有・無) ➤ 事業所に対する利用者からの苦情に関する市・国民健康保険団体連合会からの調査が行われ、指導・助言を受けた場合は、その記録が整備されているか。	☐	☐	
	(5)市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例(有・無)	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
31. 苦情処理 条例第145条準用条例第37条 予防条例第123条準用予防条例第54条の8	(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例(有・無)	☐	☐	
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 →事例(有・無)	☐	☐	
32. 地域との連携等 条例第145条準用条例第38条 予防条例第123条準用予防条例第54条の9	(1) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 「市が実施する事業」 → 介護相談員派遣事業、老人クラブ、婦人会、その他の非営利団体、住民の協力を得て行う事業が含まれる。	☐	☐	
	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。	☐	☐	
33. 事故発生時の対応 条例第145条準用条例第39条 予防条例第123条準用予防条例第54条の10	(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護支援予防事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例(有・無) →事故対応マニュアル等(有・無) ➢事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。	☐	☐	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 →事故の記録(有・無)→有の場合、市への報告(有・無) →従業者への周知(有・無)→周知の方法()	☐	☐	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ➢賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入(有・無)	☐	☐	
	(4) 事業者は、夜間及び深夜に通所介護以外のサービス提供により事故が発生した場合は、上記の(1)～(3)の規定に準じた必要な措置を講じていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
34. 虐待の防止 条例第145条準用条例第39条の2 予防条例第123条準用予防条例第54条の10の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	
35. 会計の区分 条例第145条準用条例第40条 予防条例第123条準用予防条例第54条の11	事業所ごとに経理を区分するとともに、通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐	☐	
36. 記録の整備 条例第144条 予防条例第122条	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 ➢記録は、診療記録で差し支えない。	☐	☐	
	(2)事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①通所リハビリテーション計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	☐	
37. 電磁的記録等 条例第276条 予防条例第266条	1 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。			
	2 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			
V 変更の届出等				
介護保険法第75条 介護保険法施行規則第131条の6	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ⑧役員の氏名、生年月日及び住所	☐	☐	